

5月29日(金)から
防災気象情報が新しくなります

☎ 危機管理課 73-3119
高松地方気象台 087-826-6121

国土交通省と気象庁は、現在の警報や注意報などの防災気象情報を改善し、5月29日(金)から新たな防災気象情報の運用を始めます。

河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の警報などを「避難行動に対応した5段階の警戒レベル」と整合させ、災害発生の危険度に応じたレベルの数字を名称に含めて発表します。

『レベル3警報』や『レベル4危険警報』が発表されたら、市からの避難情報に留意し、早めの避難行動を心がけてください。



▲気象庁 ホームページ ▲かがわ防災 Webポータル ▲川の 防災情報 ▲キキクル

主になにが変わるの?

- 河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の警報などに「レベル」が付きます
例 大雨警報→レベル3大雨警報
- レベル4危険警報が新設され、危険度が明確になります
例 レベル4土砂災害危険警報
- 河川氾濫の伝え方が変わります※
例 洪水警報
→《洪水予報河川》 レベル3氾濫警報
→《上記以外の河川》 レベル3大雨警報

※洪水予報河川は、県内では土器川、香東川が対象のため、市内の河川の氾濫危険度は、「大雨」の防災気象情報で発表されます。

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 海面の上昇や 波の打上げによる浸水	住民がとるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難!>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに 避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難 ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

避難行動要支援者登録制度を利用しましょう

☎ 福祉課 73-3015

災害などが発生したとき、避難支援を必要とする高齢者や障がいのある人を『避難行動要支援者』として登録することで、避難誘導などの支援が受けられる制度です。

登録者の情報は、とりまとめて地域の民生委員などへ情報提供し、災害時の避難支援や平時の見守りに活用します。

- 対象 在宅で生活する次の人
- ① 介護保険の要介護度3~5の人
 - ② 身体障害者手帳1級・2級の人
 - ③ 療育手帳AまたはAの人
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の人
 - ⑤ 75歳以上の1人暮らし世帯または高齢者のみの世帯の人
 - ⑥ ①~⑤に準ずる状態にあり、登録を希望する人

申請先 福祉課
※新たに①~⑤に該当する人には、市から申請書を送付します。
※すでに登録している人には、5月中旬に書類を送付します。修正がある場合は、福祉課または各支所まで提出してください。
※申請書は、福祉課または各支所にあります。

▶申請書はこちらから



日頃から地域の人と相談し、いざというときに備えましょう。



保育所型認定こども園
「松崎こども園」が開園しました

☎ 保育幼稚園課 73-3036

保育施設
NEWS



4月1日に、松崎幼稚園と松崎保育所を統合し、市内で初めてとなる保育所型認定こども園「松崎こども園」が開園しました。

保育所と幼稚園の機能を一体化し、0歳児からの保育と3歳児からの教育・保育を切れ目なく提供する一貫した学びと育ちを支える拠点となります。

住所 詫間町松崎741番地1
運営者 株式会社小学館アカデミー
運営開始日 令和8年4月1日
対象 0~5歳児 定員 120人



▲開放感あふれる園舎

4月9日、開園式に続いて行われた入園式では、0~5歳児26人が新たに入園し、97人の園児で新たなスタートを切りました。



▲入園式では、5歳児が新しいお友達を、歓迎の歌でお出迎えしました

▶入所に関する問い合わせ 保育幼稚園課 ☎73-3036

経済センサス活動調査を実施します

☎ 地域戦略課 73-3011

全ての産業分野における事業所および企業の経済活動の状態を明らかにするために、経済センサス活動調査を実施します。

これは、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。調査結果は、地域の産業振興など各種行政施策の基礎資料として利用されます。

※調査票に記入された内容は、統計作成の目的以外に使用することはありません。

調査の対象 市内全ての事業所
※ただし、個人の農林漁業家などは対象外。

調査の時期 5月上旬頃から、調査員が対象となる事業所を訪問し、調査票を配布します。

経済センサス
活動調査

令和8年6月1日

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

▶詳細はこちらから

